



継続

三世同居・近居住宅支援事業補助金

- 概要**
子育てや介護を支え合える三世同居や近居を始めようとする方の住宅取得や増改築に必要な費用に対して、最大50万円〜200万円を補助します。
- 対象者**
□新たに三世代での同居・近居を始めるために、住宅を取得等する子育て世帯
- 対象者となる住宅**
□親または子が所有する、または所有しようとする住宅（二世帯住宅、マンション等を含む。）
□居住するための住宅または併用住宅
- 主要要件**
□既に町内で三世代同居している世帯ではないこと
□補助金が交付された日から5年以上継続して三世代同居・近居を続けること
□地区住民福祉協議会に加入すること
※必ず、売買・工事請負契約締結前に申請し、補助金の交付対象として決定を受けてください。



区分	転入・転居		補助金の上限額		補助率
	親	子・孫	同居	近居	
新築・購入	町外から転入	町外から転入	200万円	100万円	新築、購入、増改築費用の1/10
	町内に居住	町外から転入	200万円	100万円	
	町内に居住	町内で転居	100万円	50万円	
増改築	町外から転入	町外から転入	100万円	対象外	
	町内に居住	町外から転入	100万円	対象外	
	町内に居住	町内で転居	50万円	対象外	

※「孫」：中学生以下の子ども（出産予定を含む。）
 「転入」：町外に継続して1年以上居住した後に、町内に転入すること
 「転居」：町内に継続して1年以上居住した後に、町内で転居すること
 「三世同居」：親、子、孫が、町内にある1棟の建物(共同住宅の場合は同室)に居住すること
 「近居」：同一の小学校区内または直線距離で1km以内に親と子・孫世帯が居住すること

重要
 ・この記事は、各事業の概要についてのご案内です。
 ・「三世同居・近居住宅支援事業補助金」「子育て世帯引越支援事業助成金」「空き家改修等支援事業補助金」の併用はできません。
 ・記載しているもの以外の要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。
 ・要件を満たさなくなった場合、補助金（助成金）を全額返還いただく規定となっています（死亡、転勤、通学等のやむを得ない場合を除く。）ので、ご注意ください。

事前問合せ先：役場企画財政課 ☎ (820) 1507
 ☎ (820) 1520 (空き家活用支援窓口専用ダイヤル)
 各事業のホームページURL：http://www.town.saka.lg.jp/kurashi/seikatsu/
 総合戦略のホームページURL：
 http://www.town.saka.lg.jp/cyousei_info/seisaku_houshin/sougousennryaku.html

「第2期坂町・まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略（「総合戦略」）は、喫緊の課題である人口減少問題を克服し、将来にわたり坂町が自立・発展し続けるための取組を積極的に推進するための戦略です。平成27年度に策定した第1期総合戦略の計画期間が、令和2年度で満了することに伴い、これまでの取組を検証し、新たな視点を取り入れ、計画期間を令和3年度〜令和6年度までとする第2期総合戦略を策定しました。

第2期総合戦略では、坂町の魅力を高めるため、政策分野ごとに4つの基本目標を次のとおり設定しました。また、これらをまたぐ横断的な視点として、「多様な人材の活躍を推進する」「新しい時代の流れを力にする」の2つを設定しています。これらの基本目標に基づき、施策の実行により、親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことのできるまちの実現を目指します。

第2期総合戦略の4つの基本目標と2つの横断的視点

- 坂町への新しい人の流れをつくる
- 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 坂町に住みたくなる賑わいの創出
- 町民の誰もが安心して暮らすことができる地域をつくる

横断的な視点
 1 2
 流れを力にする
 新しい時代の
 多様な人材の
 活躍を推進する

総合戦略の内容の詳細は、坂町ホームページをご覧ください。また、各ふれあいセンターにも冊子をおいてあります。



第2期総合戦略の策定に伴い、坂町を「ふるさと」にする方を支援する事業を、継続して実施します。

継続

子育て世帯引越支援事業助成金

○概要

子育てしやすい住環境を求め、町内に住替えを行う子育て世帯を支援するため、引越費用等の一部を助成します。

○対象者

□「町外から転入」または「町内で持ち家に転居」する、中学生以下の子ども（出産予定を含む）がいる世帯

○助成内容

- 助成額
・助成対象費用の1/2（上限10万円）
- 助成対象費用



- ・引越費用
- ・仲介手数料（賃貸）
- ・不動産登記費用
- ・礼金（賃貸）

※引越手当等で補填されるものがある場合、差引きして助成額を算定します。

○主要要件

- 助成金が交付された日から、5年以上継続して町内で居住すること
- 地区住民福祉協議会に加入すること
- ※対象となる住替えに伴う住民票の異動日から1年以内に交付申請をしてください。

